

2014年9月16日

お客様各位

中央労働金庫

### 住宅金融支援機構融資の受付停止措置の解除について

先般、当金庫は、住宅金融支援機構との業務委託契約に違反したことにより、一部の店舗における住宅金融支援機構の（１）新規融資の受付停止、（２）フラット35の受付停止の措置を受けました。（2014年6月2日付「住宅金融支援機構融資の受付停止等の措置について」をご参照ください）

今般、2014年9月15日をもちまして受付停止の措置が解除され、全ての支店において住宅金融支援機構関連融資の受付が可能となったことをご報告させていただきます。

会員・お客様ならびに関係者の皆様方にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、引き続き内部管理態勢の強化に努め、再発防止に取り組んでまいります。

以上